

入札監理小委員会
第647回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第647回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年11月10日（水）16：45～18：15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 海外事業活動基本調査（経済産業省）
 - 中小企業実態基本調査（中小企業庁）
3. 閉会

<出席者>

（委員）

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員、
三輪専門委員

（中小企業庁）

中小企業庁事業環境部企画課調査室 芳田室長
中小企業庁事業環境部企画課調査室 小林室長補佐

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第647回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、海外事業活動基本調査の実施要項（案）について、経済産業省調査統計グループ企業統計室、沓澤室長より御説明をお願いします。なお、御説明は15分程度でお願いします。

○沓澤室長 それでは、御紹介いただきました経済産業省企業統計室長の沓澤でございます。本日はよろしくお願いたします。海外事業活動基本調査に関する民間競争入札実施要項を本日御審議いただきます。前回の本小委員会で評価いただいた御指摘を今回の実施要項の中に反映させた形で整理できていると考えております。詳しくは、この後、担当補佐の野村から説明させていただきますけれども、活発な御意見等をいただければと思っております。本日はよろしくお願いたします。

それでは、野村に引き継ぎますので、よろしくお願いたします。

○野村参事官補佐 改めまして、海外事業活動基本調査を担当しております経済産業省の野村と申します。よろしくどうぞお願いたします。

本日は、大きく3点ほど、まず本調査の概要、2つ目が民間事業者の業務概要、3つ目としまして、本年5月に実施状況報告の御審議で御指摘いただきました点を踏まえた見直し箇所について説明をさせていただきます。

それでは、まず初めに、海外事業活動基本調査の概要について説明させていただきます。資料のほうはA-2を御覧いただけますでしょうか。

2ページ目に「Ⅱ. 海外事業活動基本調査の概要」と記載させていただいております。本調査でございますが、我が国企業の海外での事業活動の実態を明らかにしまして、産業・通商政策の運営に役立つ基礎資料を得ることを目的としまして、昭和46年(1971年)から毎年実施をしているものでございます。

民間事業者への委託に関しましては、平成19年(2007年)の調査から実施しております。市場化テストとしましては、平成31年(2019年)からの3年間の契約が第1期、今回、令和4年からの3年間の契約が第2期ということになります。この調査につきましては、統計法に基づく一般統計調査といった位置づけとなっております。

(1) 調査の対象でございますが、毎年3月末現在で海外に現地法人を有する我が国企業が対象となっております。ただし、金融・保険業、不動産業は除いております。また、本社企業が有する現地法人につきましては、日本側の出資比率の合計が10%以上の外国法人または日本側出資比率が50%超の子会社が50%超の出資を行っている外国法人、

これらを対象としております。

調査の期間につきましては、毎年7月1日から8月31日までとしております。

調査の方法につきましては、本社企業向けの調査票と海外現地法人向けの調査票の2種類を本社企業に郵送で送付しまして、回収につきましては、郵送もしくはオンラインの2通りの方法で提出していただく方式を取っております。

なお、調査票の回収率でございますが、本社企業の調査票の回収率として70%以上を目標としております。直近の令和2年の調査の実績でございますが、回収率が73.8%、過去10年間の平均としましては72.9%と、ほぼ同水準となっております。

調査の事項につきましては、本社企業の調査票については、企業の概要、操業状況、雇用や売上高、輸出高などについて調査をしております。また、現地法人の調査票につきましては、現地法人の概要とか、出資状況、操業状況、雇用や売上高や仕入高、営業費用や収益、それから研究開発とか設備投資の状況などについて調査をしております。

調査の結果につきましては、毎年5月下旬に公表しております。公表の方法でございますが、10ページ程度の調査結果の概要という資料のほか、本社企業の集計表と現地法人の集計表、これらを業種別または地域別に作成しまして、インターネットで公表しております。調査結果につきましては、当省の通商白書とかものづくり白書などで毎年広く利活用されている状況でございます。

続きまして、民間事業者の業務概要について説明をさせていただきます。民間事業者にどのような業務を実施していただくかにつきましては、今御覧いただいている資料A-2の3ページ目、Ⅲに詳しく記載しておりますが、本日はここに記載しております事業概要を、1枚にまとめた資料A-3を御覧いただきながら説明させていただきたいと思っております。

まず、業務の立ち上げに当たりまして、①でございますが、実施事務局及びセキュリティ管理体制を構築していただき、通年にわたってその運営をしていただくということでございます。

その後、②の調査準備等でございますが、経済産業省で作成しました調査対象名簿のチェックをしていただきます。その後、調査関係用品の原稿の編集・印刷をしていただきまして、7月の調査に間に合うよう、これらの調査関係用品を調査対象企業に送付していただく工程が続きます。

続きまして、③の問合せ・苦情対応でございます。7月から調査が始まりますので、その前に対応マニュアルを作成していただき、対応する方たちの研修を行った上で、調査対

象企業からの問合せの対応をしていただくことになります。

④が、調査協力依頼・督促でございます。調査票の回収期間であります6月から12月まで対応していただく形となります。こちらは、調査協力依頼の電話をかけていただいたり、調査票の提出督促のためにはがきを送付したり、電話をかけていただいたりしております。

⑤が、調査票の回収、受付、電子化でございます。調査票が随時提出されてきますので、回収した調査票の受付をして受付名簿を作成した後に、調査票に記入された内容をデータ入力してエクセルファイルの形にする電子データ化、併せて調査票のPDF化を行っていただきます。

⑥が、調査票の審査・疑義照会でございます。こちらは、回収された調査票を、さらに統計の精度を高めるという目的で、例えば前年のデータと比べて乖離や桁ずれが起きていないか等、審査していただきます。審査の結果エラーとなった箇所につきましては、本社企業に電話をかけまして、記入内容に誤りがないか、疑義照会を行っていただくこととなります。それから、調査項目が一部重複する企業活動基本調査といった調査がございまして、その企業活動基本調査から売上高と輸出高のデータを移送する作業をやっていただいております。

その後、⑦でございますが、9月から翌年1月にかけて機械審査をやっていただきます。

⑧ですけれども、集計表と結果表の作成でございます。ここに記載しておりますサマリー審査でございますが、こちらは、例えば売上高といった重要な項目について、業種別・地域別の集計値に前年度と乖離がないか、大きなずれがないかといったチェックをしていただいたり、売上高・仕入高については、内訳と合計の数字がきちんと合っているかといったチェックをしていただくこととなります。これらの審査後に、分析用集計表として約100表、公表用の集計表として約50表を作成していただいております。

最後、⑨でございますが、調査報告書と事業報告書を提出していただきます。3月下旬に最終の納品物件を一式提出していただいて、1年間の業務が終了するというサイクルでございます。これを3か年にわたって3回繰り返していただくといった業務でございます。

それでは、今回実施要項の作成におきまして、前回の実施要項から見直しを行った箇所について説明をさせていただきます。資料A-2に戻っていただきまして、こちらのほうに黄色くハイライトをつけている箇所を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本年5月の実施状況報告で審議いただいた際に御指摘をいただいたことが2点ございまして、この内容について申し上げます。

まず1つ目ですが、競争性の改善のための取組ということで、経済産業省が作成した審査・集計システム——STATSと呼んでおりますが、このシステムを利用しているほかの事業者にも興味を持ってもらえるように、入札公告などの際に広報を行うようにとの御指摘をいただいております。

これに関しましては、実施要項（案）に記載ができていない事項ではないのですが、申し上げますと、10月1日から11月1日にかけて実施要項（案）のパブリックコメントを実施してまいりました。このパブリックコメントの開始時に、このSTATSシステムの利用実績がある民間事業者に対しては声かけを行っております。また、これらの民間事業者に対しては、12月下旬頃に入札公告を予定しておりますので、その際にも重ねてお声かけを行う予定としております。また、加えまして、このパブリックコメントの開始時に統計調査事業を受託している民間事業者が多く加盟している一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会というものがございまして、こちらの協会にお願いをしまして、会員企業へのパブリックコメントの周知を行っていただいております。協会へは、この後も、12月の入札公告の際にも同じような周知を行っていただくようお願いをしております。内諾を得ているような状況でございます。

実施要項（案）への見直しとしましては2つほどございます。1つは、30ページの入札参加資格のほうに記載しております。これまで入札の参加資格をAとBに限定していたところですが、今回はAからDに広げて、より多くの民間事業者に参入を検討していただけるようにしております。ただし、調査の質の確保の観点もございまして、「調査・研究」という営業品目を選択した者という実績要件を明示している状況でございます。

もう1点は、30ページの下にあります入札に係るスケジュールでございますが、こちらのほうに、現行の契約の事業で落札に至らなかった民間事業者へヒアリングを行ってまいりまして、その民間事業者からは「入札公告から企画書提出締切りまでの期間が長ければ参入する余地が大きくなる」といった御意見がありましたので、今回、入札公告の時期を1月上旬から12月下旬に繰り上げて、企画書提出までの期間を、カレンダー上は10日ほどなのですが、実際の営業日としては5日ほど長く取る予定としております。

審議いただいた御指摘の2点目でございますが、事業者に蓄積されているノウハウを納品物として納品させて、経済産業省が事業を確実に引き継げるように、実施要項の記述

を検討することの御指摘をいただいております。

これに関しましては、実施要項（案）の25ページ、「4. 納品物件」というところを御覧いただけますでしょうか。納品物件であります事業報告書に、セキュリティ管理マニュアル、電話による調査協力依頼及び督促のマニュアルといった各種のマニュアルを盛り込むことを記載しまして、さらに、これらのマニュアルについては「業務実施過程において得た対応ノウハウを踏まえ加筆・修正を行うこと」とさらに追記しております。継続的に内容の改善を求めるような形をここに追加しております。

御指摘に関してはこの2点でございますが、これ以外の主な見直しにつきましては、基本的な調査年度とか調査対象数といった基数の修正以外としまして、ページの最初のほうから少し順に御説明をさせていただきますと、まず5ページ目に、事務局が備えるべき執務環境の中から、現行の契約において利用実績がなかったファクスを削除しております。

また、情報セキュリティ対策ということで、今、経済産業省内で統一的な指示がありまして、6ページ目の中央に情報セキュリティに関する事項について追記しております。これに付随する形として、資料の後半のほうにも関連事項を盛り込むようにしております。

また、6ページ目に調査関係用品の作成・印刷という欄がございますが、こちらのほうに、調査対象企業がより回答をしやすくなるようにということで、調査票と記入の手引きについて、ユニバーサルデザイン原稿の作成を今回盛り込んでおります。

また、8ページ以降になりますけれども、現下のコロナ禍で、調査対象企業においても在宅勤務が増えている状況でございますので、調査対象企業が安心してメールを利用していただけるようにということで、電子メールの送受信の際は、政府機関ドメインを取得して使用すること、10ページのほうには、問合せ・苦情対応を行う際の通信手段としまして、電話のみならず、必要に応じてメールによる連絡を行うことといった記述を追加しております。

また、このほかに、33ページになりますが、落札者を決定する際の得点配分につきましても見直しを行いまして、基礎点、必須項目の配点を一部、少し減らしまして、創意工夫の部分を期待したい、調査票の提出を高める工夫とか、統計の精度、調査票の記入率を高める工夫といった加点項目のほうの配点を厚めにするように見直しをしております。

見直しの箇所につきましては以上でございます。

最後になりますが、資料A-6に、今回のパブリックコメントに寄せられた意見と回答、対策について記載しております。パブリックコメントは、先ほど申し上げたとおり、本年

の10月1日から11月1日に実施しております、この資料に記載しておりますとおりの意見が寄せられておりますが、実施要項（案）の実質的な修正に至るような御意見というのはございませんでした。

私の説明は以上となります。ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。資料A-2の実施要項（案）の8ページ目でございます。8ページ目の一番下を拝見すると、この黄色で塗ってある部分に「政府機関ドメイン名「.go.jp」を取得し」と書いてございます。この「.go.jp」は政府機関とか特殊法人とかしか取れないのかなと思っております、実際、僕も少しこの「.go.jp」の取り方をネットで検索してみたのですが、大した情報が得られませんでした。今回、この受託者としては、政府機関ドメイン名を簡単に取れるものなのでしょうか。取れるとしても、どのような事務手続とかコストがかかるのでしょうか。

○野村参事官補佐 経済産業省、野村でございます。政府機関ドメインの取得についての御質問でございますが、おっしゃられるとおり、簡単に民間の事業者が誰でも取得できるといったものではございませんが、申請者を私ども経済産業省にしまして、利用者を民間事業者といった手続を行うことによりまして、民間事業者も本業務においてはこの「.go.jp」ドメインを利用できるといった形が取れることになっております。今、政府統計におきましては、このように「.go.jp」ドメインをセキュリティの観点から利用するようという指摘がございまして、こういった対応を広く進めているところでございます。費用に関しましては、従来からの民間事業者がこの調査のために電子メールアドレスを取得しているわけですが、その費用と変わるものではないと聞いておりまして、具体的な金額は、私もしっかり把握はしていないのですが、数万円程度ではないかと聞いております。

私からは以上です。

○辻副主査 どうもありがとうございました。今の内容を差し障りのない範囲で実施要項にもし加筆していただければと思いました。

まだ、もう1問だけございます。これは実施要項の44ページ目です。「遵守確認事項」というタイトルがある部分なのですが、これの「0.1.」「応札者の要件」という部

分の上から2番目、守秘義務について、「そのための必要な措置を講ずること」とございます。それから次の行に関しても、「漏えい又は盗用してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること」とございます。これも恐らく、初めて見る方からすると、「そのための必要な措置を講ずること」が具体的に何なのか、気になるかもしれません。この「必要な措置を講ずること」というのは、より具体的にどこかに書いてあったり、公表されたりとかはしているのでしょうか。

○野村参事官補佐 経済産業省、野村でございます。具体的な記載としましては明示をしていないのですが、一般的な対応としましては、当然その利用しますPC等の関連機器に関してのセキュリティを確実なものとする、併せて、担当する者にしっかりと教育して、統計法に定められたような違反行為がないようにすることといったことで、その研修をしっかりと行うことといったところを対応していただくような形になっております。

○辻副主査 ありがとうございます。もし経済産業省のほうで、この辺り、かなり御関心があって、より細かく具体的に受託者に従ってもらいたいようであれば、もしよろしければ、より具体的なものを書いていただければと思いました。

それからもう1点。45ページ目でございます。45ページ目の「評価の観点」というタイトルが書かれた部分でございます。その上のほうです。「2 実施体制」と書かれた部分があって、その上から2番目、「組織及び本業務従事予定者の経験・能力」というところでございます。これの加点という欄を御覧いただけますでしょうか。ここを拝見すると、「類似調査の受託実績があるか」とございます。

まず1点目の質問は、この「類似調査」というのは、経済産業省のほうにおかれまして、具体的にどういうものを考えていらっしゃるのか、これが1点目です。それから2点目が、そのすぐ下です。「本業務従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか」と書いてございます。この「調査内容」という部分なのですが、単純にこの企業に関する調査で十分なのか、それとも、それでは不十分であって、海外の事業者に関する調査というところまで門を狭めるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○野村参事官補佐 改めまして、経済産業省、野村でございます。御質問の経験の部分でございますけれども、基本的には、政府統計として実施しております一般統計とかの実績を考えております。つまり、アンケート調査ではなくて、きちんとした統計法に基づく調査の実施の実績があるかといった点を前提に考えさせていただいております。また、調査

内容に関する専門知識・ノウハウに関しましては、海外事業と特に限定するものではございませんが、企業に関する調査と、一般の方を対象にする調査といった形で、政府統計にも種類がございますが、その企業を対象とするような調査の受託実績があるかどうか、そういったところは私どもとしてその評価の観点としては見ていきたいと思っております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○辻副主査 了解しました。ありがとうございます。今の内容も、もしよろしければ、欄外とかで構いませんので、軽く書いていただければと思いました。ありがとうございます。

一旦、以上でございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問等はございますか。

それでは、先に川澤委員からお願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。実施要項の7ページのイの「調査協力依頼状」につきまして、公印を押して印刷ということなのですけれども、念のため、これは公印を1枚に押して、あとは印刷をするという、全てに公印をするというわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○野村参事官補佐 経済産業省、野村でございます。公印につきましては、今おっしゃられたとおり、一応、公印ですので、誤って利用されるということのないように、公印の印刷原稿というものを当方から事業者提供して、それに基づいてその印の形で印刷をするということを行っております。それに先立って、その公印の利用については、きちんとした利用をするという念書みたいなものを取った上で作業していただくようにしております。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

32ページの(3)の企画書の内容につきまして、提案書の上限を「200頁」とすると書いていただいているかと思えます。確かに、その記載すべき内容は1から10まで多岐にわたりますが、少しボリュームが多過ぎないかと思ひまして、通常、このぐらいのボリュームで企画書の提出がなされているということなんでしょうか。一者応札でなければ、評価の際にも、この200ページを全て読んで比較するというのは、かなりの労力なのかと思ひます。その辺りはいかがでしょうか。

○野村参事官補佐 経済産業省、野村でございます。200ページを上限という設定につきましては、これをぎりぎりしっかり書いてほしいということを特に求めていることはご

ございません。ただ、現行の契約などでも100ページ程度の提案が出てきているような状況ではあるかと認識しております。内容につきましては、しっかり見なくてはいけないということもございますので、いたずらにボリュームが多ければいいとは私どもも考えておりません。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

恐らく、その目安として書かれているページ数に近づける必要があるのかなと、初めて見た者にとっては思います。もし100ページ程度で実際に十分内容が審査するに足るのであるとお考えであれば、100ページ程度と修正してもいいのかなと思いました。こちらは意見です。

あと、もう1点。48ページの「民間事業者の実施体制」につきまして、令和元年度と令和2年度を記載いただいているかと思えます。こちらにつきましては、その下の表の問合せ対応状況の令和元年調査と令和2年調査の合計値はそれほど変わらないのですが、体制については、かなりその問合せ・苦情対応の人数が少なかったり、令和2年調査のほうで縮小されておまして、その辺りの違いというのはなぜ生じたのでしょうか。もし何か要因があるのであれば、注のような形で書いておいてもいいのかなと思いましたので、伺いいたします。

○野村参事官補佐 引き続き、経済産業省、野村でございます。令和元年と令和2年の実績の違いにつきましては、2点ほどございます。

まず1点目は、令和2年につきましては、先ほど申し上げたコロナ感染症が非常に拡大していた時期でございまして、調査の実施日程を若干変更して事業者のほうに対応していただいたということがございまして、日程の変更に伴いましてその架電の件数等が若干変動しているということがございます。

もう1点につきましては、令和2年度のほうが減少しているということではございますが、これは1年、2年と実施していく中で経験値がある程度得られたことによってその業務の効率化を図ったということで、人数的には減っているということを事業者からは確認しているところでございます。

私からは以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

ある意味、この受託されている事業者は、令和元年度以前からもずっと受注されていら

っしやるわけですけれども、単年度で、複数年度で応札すると、これだけコスト削減が可能だということなのではないでしょうか。もしそうであるならば、注のようなところで、その複数年度での受注によって効率化が図られたためと、あと、おっしゃっていただいたようなコロナによる対応のために減少があったというところを書いていただいたほうがよろしいのかなと思いました。どちらを新規事業者が参考にして体制を検討すればいいのかというところは少し分かりかねる部分もあるかと思いましたので、御検討いただければと思います。

以上です。

○中川主査 それでは、先ほど生島委員、手を挙げられていたかと思いますが、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。お伺いしたいのが、実施要項（案）の別紙2の別添1の52ページにある図表のところですか。オンライン提出に係る業務ということで、これは紙で来たものを入力する作業だと思うのですが、この部分の時間とか、かかる人手というか、コストみたいなものというのは、全体の中で度切り分けると、大体どれくらいのボリュームかというのはお分かりになりますか。

○野村参事官補佐 引き続き、経済産業省、野村でございます。オンライン提出に係る業務の作業ボリュームということでございますが、この部分だけ特化して私どもも把握ができていないというのが実情でございます。ただ、業務の内容としましては、回答者情報の登録とか、実査準備というのは、その調査の開始の時点で作業いただく内容になりますが、特別大きな作業ボリュームにはならないものではないかと考えております。御提出された調査票を取り込むような作業の部分は、日々回答があったところで対応していく部分ではございますので、これに関しては相応の対応が必要になるという部分でございます。

他方で、郵送で送られてくる調査票に関しましても、その対応についてはどうしても必要になる部分ではございますので、郵送かオンラインかといった違いで考えるようになるのかなと考えております。

お答えになっているかは分かりませんが、以上でございます。

○生島専門委員 50ページのところで、オンライン提出の業務実施状況と出ているかと思うのですが、令和元年が20.5%、令和2年も27.2%と、少しずつ上がっているのかなとは思いますが、先ほどの作業というのは、オンラインで回答があった会社に対してする必要がないのかなと思いますが、郵送で来たものはデータ化していく、オンラインで回答があったものは、特に追加の作業は必要とないと考えていいのではないかと思います。

ます。

○野村参事官補佐 恐れ入ります。そのオンラインで提出のあった調査票に関して、必要はないとおっしゃられる業務については、どのページを今……。

○生島専門委員 先ほどの52ページです。

○生島専門委員 オンライン提出に係る業務というのは、オンラインで回答があった企業ではなくて、郵送で回答があった企業のデータをオンライン化する作業ではないということでしょうか。

○野村参事官補佐 少し分かりづらい記述かもしれなかったのですが、オンラインで提出があった場合の業務と、この点線で囲んでいる部分については、そういう意味合いで示しているものになります。

○生島専門委員 郵送ではなくて、オンラインで来たデータに関しての追加の作業ということなのですね。

○野村参事官補佐 はい。

○生島専門委員 そうすると、郵送で来たデータも、最終的にはオンラインというか、入力していくのかなと思うのですけれども、それはこの「オンラインデータ取り出し」というところになるのですか。

○野村参事官補佐 回答させていただきます。郵送で提出された調査票に関しましては、この点線内にある部分の業務というのは発生しなくて、紙で届いた調査票を受付しまして、それを電子データ化して、その後、下に「調査票審査」という四角がございますが、そういった業務に進んでいくという流れとなっております。

○生島専門委員 その紙で来たものを電子データ化する作業というのは、工数的には全体の中でどのぐらいのボリュームなののでしょうか。

○野村参事官補佐 工数に関して、すぐこの場で申し上げられる情報を手元に用意しておらなかったもので、お答えできない状況です。。

○生島専門委員 オンラインで来たものは、既にオンラインで回答されているから、そんなに手間がかからないのかな、紙のほうが手間がかかるのかなというイメージでいました。

○沓澤室長 経済産業省の沓澤でございます。御質問、ありがとうございます。一般論といたしまして、オンラインで提出された調査票と紙で提出された調査票の処理コストを考えますと、多分、委員の御想定のとおり、紙調査票を電子化するというコストのほうがかさむというのは間違いなくて、そういう意味で、政府統計としてなるべくコストをかけな

いで統計調査を実施するために、紙調査からオンライン調査のほうに一生懸命シフトしようとしている状況でございます。とは言いつつ、やはり紙で提出したほうがいいと思われる企業も結構な数まだあるわけなんですけれども、こちらに関しましては、紙の調査票をデータエントリーというのは、いわゆる昔の外注パンチと言われていたような仕組みで、この受託企業から再委託みたいな形で、外注エントリー業者のほうに紙調査票をエントリー依頼をして、データを受け取って、オンラインで来た調査票と同様な形の審査にかけるという仕組みを取っているという状況になっております。

先ほど野村が申しましたとおり、具体的に今回のこの海外事業活動基本調査の契約の中で、データエントリーに係る費用というのは今現在用意しておりませんので、実額はここではお答えできなくて大変恐縮です。仕組みとしては、今おっしゃったように、オンラインよりは紙のほうのコストがかかるというのは事実でございます。

答えになっていますでしょうか。

○生島専門委員 何か、どれくらいの差があるのか、細かくなくてもいいのですけれども、1件当たりで比較するとどうでしょうか。

○沓澤室長 1件当たり単価にすると、どの程度のコスト差があるかという感じですかね。

○生島専門委員 はい。今でなくても、もしお分かりのことがあったら、教えていただけたら結構です。

○沓澤室長 正確な回答ではなくて申し訳ないですが、あくまで私の今までの経験から申しますと、5分の1ぐらいではないですかね。紙調査票を1枚処理するのに例えば100円かかるとしたら、オンラインの場合は20円ぐらいの感覚で全体のコストが積み上がるというのは、私の雑駁な感覚でございます。正確な金額に関しましては、この後精査させていただきますので、分かり次第お答えさせていただくという形にさせていただくのでよろしゅうございましょうか。

○生島専門委員 はい。ありがとうございました。大変勉強になりました。それでここからは本当にお伺いなのですけれども、オンライン化を進めていらっしゃるということで、その方向に行くに当たって、もしエクセルをダウンロードして回答するというやり方をやっていたら、少しそこはかなり手間になってしまうと思います。何か、ウェブのページに行って、ポン、ポンと回答を押していくようなものに変えられると、多分かなりオンラインでの回答の方が増えるし、そういう意味ではそのコストも減るのかなということを思っています。御省だけではないのですけれども、いろいろ増えてきたとい

うか、そういうことをやっているところも増えていらっしゃるし、あと、こちらの事業者は海外事業をやっている事業者なので、いわゆる小さな商店とかに比べたら、比較的そういったオンラインとかの対応もできる方が多いのではないかなと思います。海外ともやっているといらっしゃるという事業者なので、よりその辺りのオンラインに移っていただく可能性は増えるのかなと思っております。エクセルをダウンロードして、また入力してというのは、もう今やなかなかお手間なのかなと思っていて、御検討いただけたらなと思っております。

○沓澤室長 御意見ありがとうございます。政府統計といたしましても、今御指摘いただいた点が非常にネックだという認識は当然持っております、どうしたら企業が保有しております企業内データを負担をかけないで政府統計のほうに流し込めるかという検討会みたいなものも実際に動いているのです。そこで正直なところネックになるのが、企業ごとにその企業会計の考え方とか保有データの保存方法等がまちまちでして、例えばA企業に向けた仕組みをつくり込むということは多分システム的に可能なのですけれども、それをまちまちの企業に向けて全対応するというのが政府統計のコスト的に難しいのではないかなという検討が行われております。とは言いつつ、今先生がおっしゃったような仕組みというのを考えていかなければその効率化とかコストの削減等につながらないという認識は持っておりますので、例えば政府統計用のAPIを開発するとか、少しでもオンラインのほうにシフトできるような体制は引き続き検討していきたいと考えております。

ピンポイントの答えではなくて、何か考え方みたいな話になってしまって恐縮ですけれども、そういう取組はしております。よろしく願いいたします。

○生島専門委員 ありがとうございます。何か、アンケートでポン、ポン、ポンと答えられるようなページがあるといいのかなと思っているのですが。

○沓澤室長 そうですね。例えば国勢調査とかは結構最近オンライン化率が非常に高まっているのですけれども、ああいうアンケート的な項目みたいな電子調査票というのは結構、最近の技術ですとそれほど難しくないと聞いているのですけれども、企業会計に絡むような、それでなおかつ今回のこの海外事業活動基本調査みたいに、本国に存在する企業の子会社等が例えば100、200とぶら下がっているようなところに対して、どういう形でそれを一括にデータ収集できるのかということまで考えると、これは結構難しいところです。やりたいのはやまやまなんですけれども、なかなか今現在はそれを解決できるスキル等は我々にはないというところで、少し残念な思いをしているところでございます。

以上でございます。

○生島専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。どうも御説明いただき、ありがとうございました。実施要項の44ページ、評価項目一覧の応札者の要件のところ、今回、等級をA、BからC、Dまで広げていただいて、かなり対象となる企業等が増えると思うのですが、その中で「調査・研究」の営業品目を選択した者であることと限定しているのですが、こちらの「情報処理」は駄目なのではないかというのが、私からの質問になります。「情報処理」の中に統計や集計といった例示があるものですから、「調査・研究」はもちろんそうだと思うのですが、「情報処理」も含めてもいいのではないかなと思ったので、このような質問をさせていただきました。

○沓澤室長 経済産業省、沓澤でございます。「情報処理」だけで認めてしまいますと、そのシステム開発会社に特化したようなところがこの入札に参加してしまうのではないかと懸念を持っております。やはり、ある程度集計というか、データが集まった後の集計公表システムだけを発注するのであれば「情報処理」だけでもいいのかもしれませんが、我々が行っておりますこの統計調査というのは、システムにデータを投入する以前の状況、例えば調査票を配布して回収して、その内容を審査したり、必要に応じて疑義照会をかけて数字を訂正していくみたいな作業がウエイト的に大きいのではないかと考えておまして、そういう観点から調査をしているところという形にして、「情報処理」を外しているという状況でございます。

お答えになっていますでしょうか。

○浅羽副主査 はい。経済産業省の意図はよく分かりましたので、もちろんそれはそれで構わないと思います。ただ、私から、Dまで広げる、つまり結構小規模な企業にまで広げるという御判断をされたので、「情報処理」の分野も可能性としてはあり得るのかなと思つての提案でございました。もうお答えいただきましたので、結構です。ありがとうございました。

○中川主査 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 事務局でございます。確認させていただきます。辻先生のほうから、8ページのところで、ドメインの話で、費用の話が出ておりました。この辺、大体どれくらいかかるのかといった説明、記載ができないかという御質問をいただいていたように認識しております。なかなか細かい話なものですから、説明会で十分詳しく御説明いただくという方法もありかなと思っているのですけれども、検討していただいた結果、そういう形でご対応もありえるということでもよろしいでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

あわせて、44ページのところでございます。守秘義務に関しても、具体的に書けないのかと、また45ページのところで、類似調査の関係ですけれども、この部分も統計調査に、実施した実績等何を指しているのかという御質問をいただいていたと認識しております。同じように検討いただき、ここも具体的に書けないということでしたら、説明会で十分御説明いただくという形での対応をしていただくようにしたいと考えておりますけれども、その方向でもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、川澤先生のほうから、32ページのところで、100ページぐらいのものということで、具体的に経済産業省のほうで実績に合わせた形で記載してはどうかという御提案をいただいていたように認識しております。ここは、経済産業省のほうで一度検討いただいて、もし修正できるようであれば修正いただくという形での対応をさせていただければと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

また、48ページのところでございます。人数が減っているというところで、要因分析ができているのであれば、その要因を記載いただきたい。回答にありましたが、コロナの関係であるなり、習熟度によって減っているというような要因分析を注で書けないかということもございましたけれども、これは御検討いただいて、書けるかどうかというのを御判断いただければと思っております。

以上の点について御質問をいただいていたように認識しております。そのような認識でよろしいでしょうか。

経済産業省のほうで一応御確認されるべきことというのは、今のこと以外にございますでしょうか。

○沓澤室長 経済産業省、沓澤でございます。今おまとめいただいたとおり、我々の宿題に関しましては、そのとおりでございますという認識を持っておりまして、それに加える

ことはないと考えております。

ただし、先ほどの100ページ、200ページの部分でございますが、過去、違う統計調査の提案書等をよく見ているのですけれども、本文はそれほど、100ページ以下でも、参考資料みたいなものを添付すると結構なボリュームになるというものもあるので、再度過去のものを見直させていただきますけれども、100ページにすると、逆に提案者が困るみたいなパターンがないようであれば、削減するという方向にさせていただきますけれども、提案者のほうが参考資料等をつけたときに、200ページぐらいのボリュームのほうがふさわしいと我々のほうで判断させていただいた場合は、現行のままとさせていただきますこともあるかもしれません。いずれにせよ、少し検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。再度の確認で申し訳ございません。要因分析のところで、川澤先生のご指摘ですけれども、こちらが多分、検討された結果なかなか書けないということになれば、基本的には説明会で十分説明いただくという形での回答もあるかなと思っっているのですけれども、そのような形でもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局からは以上になります。

○中川主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（経済産業省退室）

（中小企業庁入室）

○中川主査 続きまして、中小企業実態基本調査の実施要項（案）について、中小企業庁事業環境部企画課調査室芳田室長より御説明をお願いします。なお、御説明は15分程度でお願いします。

○芳田室長 改めまして、調査室長の芳田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。中小企業実態基本調査の詳しい説明につきましては、補佐の小林のほうからさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○小林室長補佐 中小企業庁の小林です。それでは、資料に従いまして説明をさせていただきます。

まず、資料B-3を御覧いただけますでしょうか。こちらには中小企業実態基本調査の概要が書かれております。本調査は、調査対象企業数が約11万、目標回収率につきましては約43%、有効回答率につきましては約40%であります。

次のページ、中小企業実態基本調査の概要となっております。まず、1. 目的、本調査は、中小企業基本法第10条に「定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない」という規定がございますので、こちらの規定に基づき、また、統計法の一般統計調査として毎年実施しています。

続きまして、2. 調査の範囲ですが、ここに記載しておりますとおり、農林水産業や金融業などを除きまして、ほぼ全ての産業の中小企業を対象としておりまして、その中から、産業中分類・従業者規模別層化無作為二重抽出により選定した企業について調査をしております。

今申しあげました二重抽出につきましては、下に注釈が書いてありますが、抽出された調査対象企業の中から、さらに詳細調査の対象となる企業を無作為抽出することにより、全ての調査対象企業が詳細調査に回答したものとみなす推計を行えるようにする抽出法となっております。簡単に申し上げますと、この調査は、標本調査となっております。

資料B-3につきましては以上になります。

続きまして資料B-2を御覧いただけますでしょうか。こちらは実施要項（案）になっておりますので、御説明したいと思います。

時間も限られておりますので、早速ですが、右下に「7/64ページ」と書いていますページを御覧いただけますでしょうか。

2. 調査対象選定の方法ですが、先ほど御説明いたしましたとおり、調査実施時期に利用可能な最新の「事業所母集団データベース」、こちらは総務省のほうで整備しているので

すけれども、こちらの最新の年次フレームを母集団情報といたしまして、産業中分類・従業者規模別層化無作為二重抽出により選定しております。

3. 調査対象につきましては、前回は約11.3万社となっていましたところ、約3,000社減りまして、今回は約11万社で実施する予定となっております。

4. 調査の期日ですが、調査票の提出期間は記載のとおりとなっております。

また、5. 調査項目につきましては、令和5年以降、変更する可能性もございますが、例えば赤字で記載しております事業所数などは、新たに加えております。こちらは、ユーザーの御意見を踏まえまして、労働生産性などを多角的に分析するために、新たに調査項目に加えております。

8ページ目になります。Ⅲ1. 中小企業実態基本調査に係る委託業務の内容を御覧いただけますでしょうか。

今回新たに「⑥各工程のプロセスの標準化（業務フロー等を整備し業務内容を可視化し属人化を回避）の観点」を加えております。こちらは、今年5月の事業評価での御指摘を踏まえまして追加している項目となっております。

続きまして、10ページ目、(3) データ管理・確認等を大きく変更しております。もともと「システム開発等」となっていたところです。統計調査はほぼ全てそうだと思うのですが、大々的なシステムというのは必ずしも必要ございませんので、例示に書いていますとおり、ツールなどを作成し、データの正確性・再現性を高めていただければと考えております。

具体的な内容といたしましては、データを適切に管理するとともに、正確な集計が可能となるようデータの確認を行うこととなっております。

11ページ目、例えば3-2 審査・修正や3-3 推計・集計につきましては、先ほど御説明したとおり、正確性や再現性というのが求められるという状況になっています。

15ページを御覧いただけますでしょうか。(7)「問い合わせ等への対応」という項目ですけれども、「貸与する過年度の問い合わせ対応マニュアル」と書いてございます。こちらにも、5月の事業評価での御指摘を踏まえまして、新たに「問い合わせ対応マニュアル」を貸与物件に加えて、受託事業者にご利用していただくことを考えています。

17ページ(10)の督促になります。こちらは2項目ございまして、まず1項目、今までですと、特に工夫の例示をしていなかったのですが、こちらにも、5月の御指摘を踏まえまして、具体的な例示として、「例えば、回収実績を分析し督促方法の更なる選別化(オ

ンライン調査への誘導、調査票の再送等)を図る」を追記しております。

ちなみに、今年度も現在、調査を実施しているところですが、今回こういったことを具体的にやっている成果もあり、回収率は昨年度の44.5%を既に超えている状況になっております。このため、ここに書いてある具体例は一定の成果があると考えております。

続きまして、目標回収率です。もともとは約55%と書いていたところを約43%、有効回答率につきましても、50%と書いていたところを約40%にそれぞれ修正しています。こちらも5月の御指摘を踏まえまして、過去3年の平均を取った形で目標回収率等を定めております。

次のページ、(11) 審査・照会・修正、もともと審査マニュアルにつきましては貸与物件に記載していたところですが、改めて明記しております。

続きまして、20ページ、(14-3)や(14-5)に大きな修正がありますが、こちらの追加部分につきましては総務省の指示等を受けまして、新たに加えております。基本的には、ほぼ全ての統計調査でこのようなことをやります。

次のページ、2. その他業務の実施に関する必要な事項です。調査事務局を設置・運営するのですが、コロナ対策ということで、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置(例えば、アクリルパネルの設置、アルコール消毒、換気等。)を講じることを前提とし」ということを新たに記載しております。

その下の部分につきましては、こちら5月の御指摘を踏まえまして、引継ぎの際にしっかりとマニュアルを使うということを明記しております。

次のページ、先ほどのおさらいになってしまうのですが、3. 中小企業庁からの貸与物件に新しく「問い合わせ対応マニュアル」を追記しております。

続きまして、24ページ目、回収率を約43%、有効回答率を40%に改めている関係で業務量の算定に当たっての基数を変更しております。

続きまして、26ページ目IVですけれども、契約期間につきましては、令和4年4月上旬から令和7年3月31日までとしております。

27ページ目、VI. 民間競争入札に係るスケジュール(予定)ですが、本日の議論や本委員会へのお諮りを経た上で、入札公告を1月上旬にすることを考えております。

今回は時間も限られているということで、細かい修正の内容につきましては省略しておりますが、例えば「くるみん」、「えるぼし」等の制度見直しの関係やパブコメのほうで幾つか御意見を頂戴しておりましたので、そちらの意見を踏まえて修正をしております。

私のほうからの説明は以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 三輪でございます。今御説明いただいた中の回収率の点に関しまして、実施要項の再検討をお願いできたらと思う点があります。どこかと申しますと、実施要項の17ページ、17/64ページ目のところですがけれども、先ほど御説明いただいたように、(10)督促の欄に、目標回収率が約43%、それから有効回答率が約40%といった数字が示されております。これは多分私が言った発言の基となったと思っております。

○小林室長補佐 そのとおりです。

○三輪専門委員 ですね。理解します。ただ、問題はその後でして、「目標回収率については」から「やむを得ないものとする」までのところは、これはもうその前の段階の、つまり55%を掲げた段階のことです。こういったことで、多少の逃げ道を用意するという事は納得がいくところですが。しかしながら、今は、これはもうある意味、最終防衛線というか、これを割ったら前年よりも質が落ちるだろうといったラインで、現実的な回収率を示されています。つまり達成可能な水準を示されていると思います。そうすると、基本的には「やむを得ないものとする」といったことは、現実的にこれが達成できなければ何か罰則があるというものではないとは理解しますが、これはもう示さなくてよいのではないかと私は思います。つまり、当然これは目標として目指すべきで、それに至るまでこれを落札した事業者が努力すべき水準だということは明確に示されていますので、私はこの3行に関しては削除のほうが適当ではないかと考えました。

御意見を申し上げました。お願いいたします。

○小林室長補佐 ありがとうございます。以前は、結果的には届いていなかったのですが、でも、ぎりぎり届くか届かないかという非常に厳しい目標を与えていたというところは、御指摘のとおりだと思います。先ほども御説明いたしましたとおり、過年度3年分の平均を取っておりますので、そういう意味ではフィージブルな数字だとは思っておりますので、先生の御指摘を踏まえまして、できればこの文章については削除したいと思います。

以上です。

○中川主査 ほかにいかがでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。実施要項の10／64ページを拝見すると、上のほうに、上から5行目ぐらいでしょうか、電話番号なしデータの捕捉ということが書かれています。このデータの捕捉というのは、電話番号がないということが分かれば良いのか、それとも番号まで調べる義務があるのか、この辺りは何か、当業界のこういう業務を受託する方々であれば、もう分かってしまう内容なのではないでしょうか。この辺りはいかがでしょうか。

○小林室長補佐 先生が御指摘いただきましたところは、もともと、先ほど御説明いたしましたとおり、名簿を作る際に使う母集団情報というのが総務省のほうで整備しております事業所母集団データベースとなりますが、基本的には企業の電話番号について存在しているのがほとんどです。一部存在していないところもございまして、その企業につきまして、ホームページ等により調べるということを、ここでは「電話番号なしデータの捕捉」と書いております。電話番号が必要なのは、御説明を省いてしまいましたが、電話督促、要は調査提出期限が9月1日になっているのですけれども、9月1日以降もまだ提出がない企業に対しまして電話の督促をするということの一つの手段としてここに記載しておりますが、その際に電話番号がないと督促もできませんので、あらかじめ名簿を作る際には電話番号を把握するというためにここに書いている次第でございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。もし可能であれば、この電話番号を調べることが必要であるということをより明確に書くとか、それからもう1件なのですけれども、恐らく電話番号がそもそも書かれていないデータは少ないとは思いますが、ただ、新規参入業者からすると、どれぐらいの電話帳で調べるとか、ウェブサイトを調べるとか、工数を見積もる必要があるかと思しますので、もし可能であれば、この電話番号がそもそも登録されていないのは大体何%ぐらいとか、そういう大まかな数字を御提供いただければと思いました。以上が1つ目でございます。

それから、同じ10／64ページ目でございます、(3)の「データ管理等」で始まる赤字でいっぱい書かれている部分なのですけれども、これを見ると、どのくらい専門的な大変な業務なのかが私からするとなかなか少し分かりにくいと思いました。より具体的に申し上げますと、11／64ページ目の上のほうにございます(3-2)、「審査」と書かれた部分でございます。こちらを拝見していきますと、まず1点目が、3行目ですかね。

「なお、具体的な審査・修正内容については中小企業庁と協議の上決定すること」とございます。中小企業庁と協議の上、実際にどういう作業をさせられるのか、どういう内容の

ものをさせられるのかが分からないので、もし可能であれば、必要であれば、過去、具体的な審査・修正内容はどのようなものがなされたのかが情報開示されると、新規参入業者は分かりやすいのかと思いました。

それからもう1点なのですけれども、(3-3)でございます。これを拝見すると、「推計・集計データの再現性を確認する」ということが書いてございます。これも、こういう事業を受託するような専門家の方々からすれば、この「再現性を確認する」という単語でもう分かってしまうのであればよろしいのですけれども、そうでないのであれば、この「再現性を確認する」というのが具体的にどういうことなのか、もし必要であれば、より具体的に書くべきかと思ったのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○小林室長補佐 まず1点目、電話番号がブランクになるというのがどれぐらいいるのかというところは、具体的に示したいと思います。もともと、先ほどお伝えしましたとおり、総務省のほうでデータを整備しておりますので、そういった観点からしますと、あまりブランクになっていないと認識しておりますが、どれぐらいいるかというのは、具体的に記載したいと思います。

続きまして、2点目の審査の部分なのですけれども、こちら、受託していただける方であれば、十分内容は御理解していただけると、認識しております。その上で、例えばどういった審査をするのかという、簡単な例なのですけれども、合計と、その中に内訳項目が1から5までである中で、内訳の1から5までの合算と合計が合わない場合があります。その場合にどういう形で修正をするか。幾つかやり方もあるかと思うのですけれども、そもそもその合計を変えるとか、合計を正しいとみなして、一番影響が少ない、1から5の中で大きなものを変えるというところはやっておりまして、過去の実績がどのようになっているかというのが、57/64ページ以降に「従来の実施状況に関する情報の開示」というのがございます。例えば、そもそも疑義照会をどれぐらいしたか、データ修正をどれぐらいしたかというのが、61/64ページ目に書いてございますので、ボリューム的なところは分かると思います。

あと、同じく3-3の部分につきましても、集計というのは、少し専門的なお話をしてしまうと、ある程度、何回にも分けて集計をすることがあります。例えば今日の時点でやって、また1週間後の時点というところになるのですけれども、今日の時点までやった結果と、1週間後にやった結果で、その1週間分の上積み分がしっかり反映されているかというところは、再現性的一种になると思います。そういったことをやっております。

こちら、繰り返になりますけれども、調査統計の業務を受託してくれるであろう事業者にしましては、再現性という用語で十分御理解していただけていると思っています。

○辻副主査 分かりました。どうもありがとうございます。

それから、54/64ページ、評価項目一覧でございますが、これは、「0.1. 応札者の要件」という部分で、上から2行目ですね。守秘義務について、「そのための必要な措置を講ずること」。それから、次の行です。「漏えい又は盗用してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること」とございます。ここに「そのための必要な措置」という表現がございますけれども、中小企業庁のほうでは、この辺りは何か具体的に、このようなことをやってもらいたいとかというリクエストはあるのでしょうか。

○小林室長補佐 例えば、ハード面で申し上げますと、使用しているパソコンがありますので、機微な情報を扱うのであればスタンドアロンにする等、また、紙で印刷した情報につきましては執務室以外には持ち出さない等のことは最低限必要と考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。恐らく、もしその辺り、中小企業庁のほうで御関心があることが具体的にあるのであれば、必要であれば、より具体的に書くのがよいのかなとも思いましたので、御提案でございます。

それから、最後、1点だけです。55/64ページの2.2と書かれた部分です。2.実施体制の2.2でございます。これの真ん中に「類似調査事業の受託実績があるか」という部分がございます。この類似調査事業というのは、例えばなのですけれども、企業に関する調査をしていけば、もう類似調査事業と認めていただけるのか、それともそうではなくて、今回のように中小企業を相手にする場合には、恐らく本業以外にこういうアンケートに答える余力はなかなかない企業も多いかと思われますので、そのような方々を何とか説得するとか、それからクレームに対応するとか、そういう部分にも注目していて、中小企業に関する調査という部分まで門を狭めるのか、この辺り、いかがでしょうか。

○小林室長補佐 先ほど御説明いたしましたとおり、本調査はサンプリングをする調査になります。どちらかといいますと、本調査に近いサンプリング調査を受託した実績があるとか、そういったところの観点が非常に大きいかと思えます。あとは、調査はいろいろありますので、今、先生がおっしゃられましたとおりで、企業を対象にしているものや個人を対象にしているものというのもございますので、企業、さらには中小企業に絞ったということであれば、より加点はしやすいと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。今の内容も、可能な限りで構いませんので、欄外と

かに注釈を入れていただければよいのかと思いました。

○中川主査 ほかにございますか。三輪委員、お願いします。

○三輪専門委員 先ほど一つ言い損ねたことがありましたので、質問させてください。実はオンライン化率のことなのですが、資料の24/64ページのところには、「業務量算定に当たっての基数」というところで、「オンライン化率20%程度を想定」という記述があります。あと、大体この辺の欄には「オンライン到着予定分20%」といった記述があるので、基本的に全体の5分の1がオンラインであろうといったことが想定されているのだと思いました。

一方で、資料の後ろのほう、60/64ページのところを見ますと、そこにあった記述は、60/64ページの一番下のオンライン提出のところが、令和元年調査が38.6%で、令和2年調査が45.7%という数字があるのですが、この関係について、つまり、この下のほうのオンライン掲出の45.7%とは何の45.7%なのかということです。つまり、20%とずれているので、あるいは、もしかするとこの上のほうの業務量算定のほうのテキストというか、本文の数字が、オンライン化率が最近急速に上がっているのを反映する前のときの段階の数字で書いたか、どちらかなと思ったのですが、これについては一体どういう関係あるいはどういう事情がおりでしょうか。

○小林室長補佐 御指摘、ありがとうございます。最初に書かれた内容につきましては、全体の約11万社に対しての20%という形で記載をしております。一方で、60ページに書かれております内容につきましては、実際に回答があった企業のうち、オンラインで回答した企業についての割合を出しておりますので、分子は一緒ですが、分母が異なった結果がゆえに、パーセンテージが異なることになります。

○三輪専門委員 なるほど。回収率が例えば44%ぐらいですから、6割ぐらいが消えて、残った4割のうちの、大体现実に、今だと40%、45%ぐらいがオンラインでの回答となっている。ただし、それは全体のボリュームからすると、もう少し、せいぜい2割程度だと、そういう理解で正しいですか。

○小林室長補佐 先生のおっしゃるとおりです。

○三輪専門委員 分かりました。

○中川主査 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。実施要項（案）の審議は、これまでとさせていた

できます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 三輪先生から回収率のところ御指摘があった3行の削除の件について実施要項の修正をしていただくことと、辻先生からデータ処理の捕捉を具体的に示すということ、この2つの実施要項の修正をするという理解をしておりますが、ほかにございましたら、お願いいたします。

○小林室長補佐 辻先生から、評価項目についてももう少し具体例を示してはどうかという御指摘があったかと思っておりますので、可能な限り対応したいと考えております。

○事務局 よろしく申し上げます。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 あまりに細かいので、質問とかでは全くなくて、8/64ページのURLなのですけれども、httpのままになっているのですが、httpsで暗号化されていると思います。

○小林室長補佐 httpsです。御指摘、ありがとうございます。

○浅羽副主査 いえ。あまりに細かくて、申し訳ありません。

○中川主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれまして、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（中小企業庁退室）

— 了 —